

中野区在宅療養推進協議会 運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、中野区在宅療養推進協議会設置要綱(2024年中野区要綱第220号)第9条に基づき、中野区在宅療養推進協議会(以下、「協議会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(ワーキンググループの設置)

第2条 協議会は、課題である事項の検討に関する活動を行うために、ワーキンググループを設置することができる。

二 ワーキンググループに、座長を1名置く。座長は、ワーキンググループの議長となり、議事の進行にあたる。

(委員以外の者の出席)

第3条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

二 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(雑則)

第6条 本要領に定めるほか、運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

本要領は、2025年7月●日から施行する。